

(表4)

表4: 独立行政法人等の法令に基づく申請等手続以外の手続のオンライン化等の状況

整理 番号	手続名	根拠法令、根拠規定	法令 種別	手続 類型	処分通知等を行う独立行政法人等の名称	処分通知等を行うシステム等の名称	停止又は停止予定の手続			24年度以降の新規オンライン化手続		備考
							23年度	24年度	25年度 以降	24年度	25年度 以降	
1	補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての募集に先立つ必要な事項の周知	高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	5	独立行政法人都市再生機構	UR都市機構ホームページ	-	-	-	-	-	
2	高齢者向けの優良な賃貸住宅の入居者の公募	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	3	5	独立行政法人都市再生機構	UR都市機構ホームページ(「UR賃貸住宅のインターネットお申込みサイト」)	-	-	-	-	-	
合計	2						0	0	0	0	0	

※ 「平成23年度中」:平成23年4月1日から24年3月31日までの間

※ 法令種別:「1 法律」、「2 政令(勅令を含む。）」、「3 府省令」、「4 告示」

※ 手続類型:「1 不服申立てに係る手続」、「2 準司法手続」、「3 処分(申請等に対する処分を除く)」、「4 行政指導」、「5 縦覧等」、「6 行政機関等間の手続」、「7 その他」

※ 「平成24年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続」:平成24年4月1日から9月28日(公表事項の提出期限)までの間にオンライン化を停止した手続、又は、9月28日までの間に24年度以降にオンライン化を停止することを公示している手続及び費用対効果の検証後意見聴取を開始している手続

※ 新規の手続がある場合には「手続名」の最下部に「手続名」等を加えること。

※ 合計は24年度以降の新規オンライン化手続は含まない。